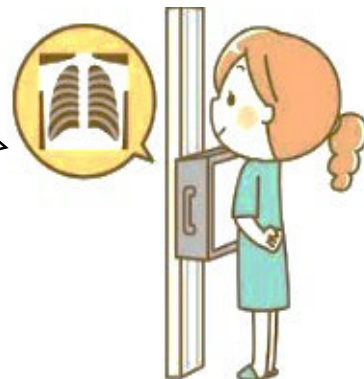


私立学校や私立社会福祉施設等を対象とした 結核定期健診費用補助事業のお知らせ

この制度は実施主体である私立学校や私立施設等の費用負担の軽減を図ったうえで、結核患者の早期発見・早期治療、結核患者の発生防止を図ることを目的にしているもので、感染症法（施行令、施行規則）に基づき、結核定期健診に対して、その費用と基準額により算出した金額とを比較し、少ない方の額の3分の2を補助します。



● 補助を受けられる対象者

- (1) 私立の大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は専門職大学（修業年限が1年未満のものを除く）の新入生
- (2) 私立の社会福祉施設（社会福祉法第2条第2項第1号及び第3から6号までに規定されている施設）の65歳以上の入所者
- (3) 日本語教育機関の生徒（令和4年度から新たに対象となりました）

● 補助内容

胸部エックス線検査の費用（注：精密検査は補助対象外です。）

補助事業に要する費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を補助対象経費とします。

● 制度の利用方法

横浜市のホームページから申請書等をダウンロードしていただき、申請書作成手順をもとに申請書類を作成し提出してください。

● 申請書類提出締め切り日

令和8年11月30日（月）必着

● 申請書類提出先

所在地の 区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係

● お問合せ先

横浜市医療局健康安全課健康危機管理係 結核担当

TEL：045-671-2729

FAX：045-664-7296

申請書等は横浜市のホームページからダウンロードして、申請手続きを行ってください。

結核定期健康診断補助事業

検索